

会 員 規 約

一般財団法人プロジェクションマッピング協会 「プロジェクションマッピング協会 メンバーズクラブ」

一般財団法人プロジェクションマッピング協会（以下「当協会」といいます。）として「プロジェクションマッピング協会 メンバーズクラブ（以下「当会」といいます。）を設置します。

【 第1章 総則 】

第1条 会員規約

この規約（以下「本規約」といいます）は、当協会と第4条に規定する当会会員が遵守する事項を相互に承認するために定められ、当会は本規約に基づいて、当会の運営を行うものとします。

第2条 会員規約の適用

当協会が随時定め、発表する諸規定、細則、ガイドライン等は本規約の一部を構成します。

第3条 規約の変更

当会は、当会の円滑な運営のために必要と判断した場合、当会会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の規約については、当協会のウェブサイトへの掲載、電子メール、書面（当会が指定した書式による文書のほか、任意の書式による文書および電子メールその他の電磁的記録を含むものをいいます）その他当会が適切と判断する方法により公開または当会会員に通知した時点から、その効力を生じます。

【 第2章 会員資格と心得 】

第4条 会員資格

当会は、個人会員、学生会員、法人会員、招待会員の四区分で構成するものとし、以下各号に掲げるすべての要件を満たす者（以下、総称して「当会会員」といいます。）が当会会員資格を有します。

- ① 各会員区分において別途定める資格要件に該当する方。
- ② 13歳以上の方（但し、18歳未満の方は親権者の同意が必要です）。
- ③ 第8条所定の会費を納入した方。
- ② 本規約に同意した方。

- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当しない方。
- ④ 過去に当会または当協会より除名等の通告を受けていない方。

第5条 会員心得

当会会員は、以下各号に掲げるすべての要件を遵守するものとします。

- ① 当協会の活動に積極的かつ真摯に取り組むこと
- ② 当会の活動の趣旨を十分に理解し、当会会員としてふさわしい行動を取ること。
- ③ 本規約を十分に理解し、これを遵守した適正な行動を取ること。

【 第3章 入会及び会費 】

第6条 入会申し込み

1. 当会への入会を希望する者は、本規約に同意の上、当会が定める所定の方法により申し込みを行うものとします。
2. 当会は、入会の申し込みに対し、申込内容を審査の上、承諾の可否を決定し、当会が承諾した時点で、入会が認められるものとします。なお、当協会は、次の各号に該当する場合、入会の申し込みを承諾いたしません。
 - ① 入会申し込み時に、事実と異なる内容（虚偽、誤記、記載漏れ等、理由の如何を問わず、釈明不能な事項すべてをいいます。）を申告したことが判明した場合。
 - ② その他、入会申し込みを承諾することが、技術上又は当会の業務の遂行上著しい支障があると当会が判断した場合。
3. 当会会員資格は、学生会員は、前項に基づいて当会が入会を承諾した時点で、正会員は、入会承諾に加えて第8条に定める会費の支払いをした時点で、それぞれ発生します。

第7条 会員区分ごとの固有事項

1. 正会員のうち、個人会員の資格は、入会后、退会手続きが執られるまで、次条に定める会費を支払い且つ当会所定の手続を行うことにより、当会会員資格を自動的に更新することができるものとします。なお、支払方法に関する規約は「Stripe」サイトに準じます。
2. 正会員のうち、法人会員の会費の支払方法については、当協会と協議のうえ、銀行振込を基本とするものとします。
3. 学生会員は、入会申し込みにあたり、在籍する学校（学校教育法に定める学校）が発行す

る学生証を提示するものとし、入会承諾以降の在籍期間中は、年に一度の学生証提示による在籍証明を以て、個人会員と同等のサービスを受けることができるものとします。

第8条 会費

当会会員は、以下各号に定める会費を納入しなければなりません。

① 個人会員

年額払いまたは月額払いのいずれかを選択できるものとし、相互に支払方法を変更することが可能です

- ・年額払い 5000 円（税込）
- ・月額払い 500 円（税込）

② 法人会員

営利、販売、開発、情報収集を目的とする企業や団体、個人事業主を対象とし、1年毎に当会と協議の上更新するものとします。

- ・150,000 円（税込）

③ 学生会員

入会時及び更新時の学生証の確認を条件とします。

- ・無料

【 第4章 会員の権利及び義務 】

第9条 会員の権利

当会会員は、以下の会員区分に応じたサービスを受けることができます。またサービス内容は随時更新・変更される場合があります。

① 個人会員及び学生会員

- ・会員限定メルマガ、ポータルサイト閲覧
- ・海外クリエイターとの交流会への参加
- ・当協会が主催するセミナーやワークショップ等への優待料金参加
- ・各種イベントの優先情報公開
- ・当協会が主催する交流会「マッピング・サロン」の優先、優待参加
- ・光の祭典・海外視察ツアーへの優待参加 等

② 法人会員

個人会員特典に加え、次のサービスを受けることができます。

- ・企業対象プロジェクトへの参加
- ・プロジェクションマッピングに関する事業の各種サポート
- ・当協会関連サイトでもリンクや情報定常、パートナー広告優待掲載
- ・専門家による企業様向けセミナー（ご相談）＊交通費別途

第10条 登録事項の変更等

1. 当会会員は、住所・氏名・連絡先等、当会に届け出た内容に変更があった場合、速やかにその旨を当会所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届け出がなかったことにより、当会会員が不利益を被ったとしても、当協会は一切の責任を負いません。
3. 当会から当会会員に対する通知等は、当会会員が当協会に変更の届け出を行うまで登録の住所・氏名・連絡先に宛てて行われるものとし、当該通知等は、これにより当会会員に到達したものとみなされます。

第11条 譲渡禁止等

当会会員は、当会会員の資格に基づく権利を第三者に譲渡をしたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為を行ってはならないものとします。

第12条 営業活動の禁止

1. 当会会員は、当会会員の立場を使用して営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用をしないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当協会が別途承認した場合は、当会会員は承認の範囲内で営業活動を行うことができるものとします。

第13条 禁止事項

前条のほか、当会会員は協会の立場を利用して以下各号の行為を行わないものとします。

- ① 当協会、他の当会会員もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。
- ② 他の当会会員もしくは第三者の肖像権その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがあると当協会が判断する行為。
- ③ 他の当会会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為並びにその恐れがあると当協会が判断する行為。

- ④ 他の当会会員もしくは第三者に不快感、嫌悪感などの悪感情を催すおそれがあると当会が判断する行為。
- ⑤ 選挙の事前運動、選挙運動及び公職選挙法に抵触する行為、又は抵触するおそれがあると当会が判断する行為。
- ⑥ 上記各号の他、法令、本会員規約に違反する行為、並びにそのおそれがあると当会が判断する行為。公序良俗に違反するおそれがあると当会が判断する行為。

【 第5章 規約違反等への対処 】

第14条 本規約違反等への対処

1. 当会又は当協会は、当会会員が本規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、又はその他の理由で当会が必要と判断した場合は、当該会員に対し、以下各号のいずれか又はこれらを組み合わせて処置を講ずることがあります。
 - ① 本規約に違反する行為又はそのおそれのある行為を止めるよう要求すること、及び同様の行為を繰り返さないよう要求すること
 - ② 当会会員が発信又は表示する情報を削除するよう要求すること
 - ③ 当会会員が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は閲覧できない状態に置くこと。
 - ④ 当会会員資格を一時停止とし、又は強制退会処分（当会会員の除名又は強制退会を意味し、以下同様とします。）とすること。
2. 当会及び当協会は、当会が本条第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し免責されます。
3. 当会会員は、本条第1項八第③号及び二第④号の措置が当会の裁量により事前に通知なく行われる場合があることを承諾します。

第15条 当会からの除名

1. 前条第1項第③号の措置の他、当会会員が以下各号のいずれかに該当する場合は、当協会は当該会員に事前に何等の通知又は催告することなく、当会会員資格を一時停止とし、又は強制退会処分とすることができるものとします。
 - ① 当会会員に対する破産の申立があった場合。
 - ② 当会又は当協会はから前条のいずれかの要求を受けたにもかかわらず、要求に応じない場合。

- ③ 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、当協会の業務が著しく支障を来たしたとき。
 - ④ 当会会員資格を更新する場合に、通知した納入期限内に会費を納入しない場合。
 - ⑤ 当会の運営の妨げとなる行為があった場合。
 - ⑥ 当会会員に対して政治活動の勧誘を行ったとき。
 - ⑦ 当会会員に対して宗教の勧誘を行ったとき。
 - ⑧ 当会会員に対してネットワークビジネスの勧誘を行ったとき。
 - ⑨ 当会会員の個人情報を故意に漏えいせしめたとき。
 - ⑩ 当会会員に対して誹謗・中傷を行った場合。
 - ⑪ その他当会が、当会会員として不適当と判断した場合。
2. 前条第1項第④号、または前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当協会に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。
3. 当会会員が第13条（禁止事項）に違反し、又は本条第1項各号のいずれかに該当することで、当会又は当協会が損害を被った場合、当会は、当会会員資格の一時停止又は強制退会処分の有無にかかわらず、当該会員（当会会員資格を解除された者を含みます。）に対し被った損害の賠償を請求できるものとします。
4. 当会及び当協会は、当会が本条第1項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し免責されます。

第16条 当協会の免責事項

当会会員は、当会会員の立場の利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一、他の当会会員又は第三者に対して損害を与えたものとして、当会または当協会に対して当該会員又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当会または当協会を一切免責するものとします。

【 第6章 一般条項 】

第17条 当会会員向けサービスの変更、追加、休止

当協会 は、当会会員向けサービスならびに規約 の全部 もしくは一部 をいつでも変更、追加、休止することができるものとします。この場合、第3条の規定を準用するものとします。

第18条 当会会員向けサービスの廃止または終了

1. 当会 は、当会所定 の方法により事前通知 を行った上で、当会会員向けサービスの一部または全部の提供を廃止または終了することがあります。
2. 当会会員は、当会が前項の措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関して当協会を免責するものとします。

第19条 退会

当会会員は、当会から退会する場合には、当会所定の方法により届け出るものとします。尚、既に当会が受領した会費の払い戻し等は、理由の如何及び年額払い月額払いの別に関わらず一切行いません。

第20条 資格喪失

当会会員は、次の条件に該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1) 前条に基づく退会をしたとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 会費を滞納したとき。
- (5) 理事会の過半数の同意により除名となったとき。

第21条 個人情報の保護

当会は、当会会員の個人情報について当協会の定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第22条 準拠法

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第23条 合意管轄

当会会員と当会または当協会との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条

本規約は、2026年4月1日から実施施行します

制定：2026 月 3 月